

旅行業務取扱管理者の専任について

令和4年3月23日

観光庁旅行振興参事官室

旅行業務取扱管理者の職務について

旅行業法

(旅行業務取扱管理者の選任)

第十一条の二 旅行業者又は旅行業者代理業者(以下「旅行業者等」という。)は、営業所ごとに、一人以上の第六項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス(運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。)の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2～3 (略)

4 旅行業務取扱管理者は、他の営業所の旅行業務取扱管理者となることができない。

5～10 (略)

旅行業法施行規則

(旅行業務取扱管理者の職務)

第十条 法第十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 旅行に関する計画の作成に関する事項
- 二 法第十二条の規定による料金の揭示に関する事項
- 三 法第十二条の二第三項の規定による旅行業約款の揭示及び備置きに関する事項
- 四 法第十二条の四の規定による取引条件の説明に関する事項
- 五 法第十二条の五の規定による画面の交付に関する事項
- 六 法第十二条の七及び法第十二条の八の規定による広告に関する事項
- 七 法第十二条の十の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項
- 八 旅行に関する苦情の処理に関する事項
- 九 契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項